



菱崎 博 著
舞鶴湾の風

松井 活

本の泉社 A5判352頁定価(本体：2200円+税)

『人権と部落問題』2016年4月号から2019年12月号まで45回にわたって連載された作品を加筆補正してまとめられた。部落差別を素材にしてはいるが、部落問題の小説という範疇を遥かに超え、日本の近代史における民衆の大河小説とでも

呼べるような、スケールの大きな骨太の作品である。その中に、今日基本的には解決をみている部落問題の「解決」への歩みから出発して、どのような経過を経てその最初の一步を刻んだのかという確然たるテーマが貫かれている。作品世界の時代は、日露戦争の「勝利」に沸き立つ1905(明治38)年から約10年間であり、日本初の労働保護法である工場法(1911年制定)が施行される1916年の直前の時期になる。全国水平社の創立は1922年であるから、日本の労働運動にとっても部落解放運動にとっても、いわば前史となる時期を描いたものである。零細小作農としての生活に疲弊し、富国強兵に突き進む明治政府が喚起した舞鶴軍港建設の巨大な労働力需要に期待して、生きていくために新天地を求め畑から郷里から逃亡する人びとの姿で物語は始まる。夜明けの薄明の中を、開通した山陰線の線路伝いに、五日間をかけて鳥取から舞鶴へと歩いて向かう一群の人たちの姿の描写は、滑稽味を帯びながら

も雄大な絵巻物を見る思いがする。だが当事者らにすれば、蜘蛛の糸に縋る亡者のような気持ちだっただろう。期待と不安を懐いて行った先の舞鶴軍港工事においても、「エタ部落」出身者であることを理由に危険な労働にあえて従事させられ、差別的に割安な賃金で酷使される。生活のために妻も総出で働かざるを得ないで、子どもも仕事の合間にしか学校に通えない。しかも、その子どもが学校に行けば、教室後方の一段低いところに座らせられ、教師児童一体となった現代の集団いじめにも似た虐待を受ける。百年以上前に彼らが受けていた部落差別の実像が、具体的に迫ってくる。現代の非正規労働者に対するさまざまな差別、女性の賃金差別など、われわれが身近に目の当たりにする光景と見紛うばかりの既視感がある。店賃を徴収する雇主の飯場小屋を嫌って、早牛の甚吉が移り住んだ竹藪の粗末な掘立小屋の描写も凄味を感じるものだ。そこに嘉平や耕造ら家族が移り住んできて、因幡早牛村・勝田村出身の掘立小屋のエタ集落

が最初に形成される。

竹藪のエタ集落が部落外と交流し集団の力を持つことを警戒した資本は、竹藪に隣接する畑からの作物泥棒の嫌疑を利用し、手先を使って竹藪の住居を打ち壊す。住人らは仕方なく、国と私人との間で境界が不明な荒戸の谷筋に集団移転するのである。その後、勝田の美代子とともに男に交じって作業していた甚吉の妻君枝が、幼子を残して労死する。弔いにはるばる因幡から呼ばれた真宗のエタ寺の三男坊辻田隆玄が、谷に定住して住民が自主的に作った頼母子講の管理を行い、働きに出る住民の子らの面倒を見、塾を作って読み書き算盤の教育をし始める。

隆玄の勧めで学校に行った甚吉の妹陽子や重太郎は、前述の厳しい虐待を受ける。怒りを顕わにする重太郎に対して隆玄が静かに諭す「どれほど悔しくとも、辛くとも、暴力に訴えてはならない。暴力は差別の思いを見え隠れさせるだけで相手の心から差別を消すことはできないからだ。話し合う以外にはない」という言葉は、不合理な人権侵害の当事者が負う宿命と、真の解決の方向を示

している。

筆者は先に「民衆の」大河小説と書いた。それは、例えばNHKの大河ドラマのように、英雄や偉人の人生に即してその偉業を跡づけるようなものではなく、この作品が部落差別と貧困にあえぐ多数の人たちの群像劇として描かれ、指導的役割を果たす人物像も、けっして聳え立つようなものでないことを意味する。名もない人たちが助け合い力と知恵を寄せ合って進んで行く。歴史を支えて行くと行くのは誰なのかを、読者は体感させられるのである。視点や心理的葛藤に拘泥しては描けない群像劇である。

同時にこの作品は、困窮する生活とそれに発する思いは、けっして部落差別に苦しんできた人びとだけのものではないことも、はっきりと描いた。

本来、近代資本主義社会にあつて、封建身分を云々して差別する合理的根拠は存在しない。ただ明治維新は、個人の尊厳に目覚め人権保障を掲げて遂行された近代市民革命の性格を普及させる力も弱かった。だが古

い封建社会以来の観念を払拭できずに差別する側に立つ民衆も、差別を利用され劣悪な条件で働かされていることに変わりはない。同じ厳しい労働に携わる人間同士に連帯が生まれぬよう、資本は権力と癒着してエタ出身者を荒戸の谷に封じ込める策を弄し、近代社会の中に新しいエタ部落を形成させたのである。しかしその目論見に対して、君枝、省二郎らの労死をきっかけに、遺族への仕事の斡旋、葬祭一時金の支給やその後の生活保障を求めて荒戸の住人が立ち上がるに及んで、軍港関連労働者の普遍的な要求闘争へと発展する兆しを見せ、警察が介入する。これを指導した隆玄や仙海らが、施行を翌年に控えた日本初の労働保護法である工場法を援用して嘆願していることは、象徴的である。

このようなところに、部落問題の今日的解決を保障した国民的融合論の見地の萌芽が、鮮やかに示されているとも言えるのである。作品全編に、民衆の社会運動の歴史を担った祖父父母の世代の人たちへの作者の慈しみと敬意が溢れている。すぐれた作品である。